

新型コロナウイルス感染防止のための埼玉斎場組合の対応について

令和3年9月30日

緊急事態宣言期間中の感染対策にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
9月30日をもって緊急事態宣言が解除となることに伴い、10月1日以降の新型コロナウイルス感染防止対策を以下のとおりといたしますので、再度の感染拡大を防ぐため、引き続き、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 飲食について

- ・待合室及び葬祭棟における**飲酒を可能**とします。
- ・飲食の際は、マスク会食、個食、黙食を徹底願います。

2. 火葬参列者・待合室の利用について

可能な限り**少人数でのご来場**をお願いします。待合室の利用は、**アクリルパーテーション**をお使いください。また、間隔をあけての使用をお願いします。（1席ずつ開けた場合、24名の利用となります。）

3. 通夜、告別式について

葬祭棟における、通夜、告別式については、**業種別ガイドライン**を遵守願います。

4. その他

- 1) 風邪、発熱など体調の悪い方、感染リスクの高い方は、ご来場をお控えください。
- 2) 施設利用及び施設内の飲食については、**業種別ガイドラインの徹底**や**基本4項目**などの感染防止対策に引き続きご協力願います。

<基本4項目>

- ① アクリル板等の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ マスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底

埼玉斎場組合